

シニアの力を地域で活かそう！

助成金を活用！

とわだ生涯現役プロジェクト事業

1.とわだ生涯現役プロジェクト事業について

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者を中心とした市民の皆さんの知恵や力、アイデアを活かした「地域による支え合い体制」づくりを推進する事業です。

地域社会に貢献する日常生活支援活動などの立ち上げや、拡充を行う地域団体を募集し、選定された団体の活動にかかわる経費の一部を助成します。

2.応募資格

地域コミュニティ活動団体(町内会等)、市民活動団体(ボランティア団体・特定非営利活動法人等)で、次の要件を全て満たす団体が応募できます。

- (1) 構成員が5人以上であること
- (2) 会則があること
- (3) 主な活動場所が主に十和田市内であり、構成員の2分の1以上が市内に在住、通勤していること
- (4) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること

※ 助成金は、対象事業ごとに、1団体につき年1回、合計3回までです。



3.対象事業

①生活支援型

地域で生活する高齢者の生活課題に対し、住民主体の地域貢献活動により、支援を行うもの。

例) 買い物・ゴミ出し・除雪・声かけ・電球の交換・見守り・安否確認・通院などの外出支援ほか、地域のニーズに合わせ活動支援を提供

②生活支援・社会参加促進複合型

①の支援事業に加え、高齢者の社会参加と健康づくりを促進するための交流の場を提供するもの。

例) 日常生活支援活動 + 集会所等を利用した、おしゃべり、軽スポーツ、物づくり、学習会等の開催等

◆助成活動基準

単年度の活動ではなく継続した活動を目指し、立ち上げ、拡充を図る活動であること。

※新規申し込みの場合、今まで継続してきた活動の繰り返してないこと

◆次の各号のいずれかに該当する事業は対象になりません

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 本事業の他、市の補助金の交付を受ける（見込みの）事業
- (3) 本事業の趣旨に合致していない事業
- (4) 公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は害するおそれのある事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (6) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業
- (7) その他補助金の交付対象として適当でないと認められる事業

4.助成金額・補助対象経費について

事業に要する経費の額は、1団体につき活動1年目10万円、活動2年目7万円、活動3年目5万円を上限に補助します。補助対象経費は別紙資料をご参照ください。

※対象外経費として、参加費を徴収する場合は、実費相当額とします。

5.事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6.審査方法

(1)書類審査により選びます。(新規2団体・継続実施団体)

(2)次の5つの基準により審査します。

主体性：活動団体が主体的に活動する事業であるか

公益性：事業効果が地域住民に還元される事業であるか

実現性：事業計画や予算計画が具体的で実現可能な事業であるか

継続性：補助終了後も続けられる事業であるか

地域性：地域の活性化や課題解決に貢献できる事業であるか

7.事業スケジュール

時 期	内 容
5月1日～5月29日	応募期間
6月上旬～中旬	書類審査により実施団体を選定
6月下旬～7月	補助金手続き
9～10月前後	活動状況確認（訪問での確認を予定）
翌年3月	実績報告書の提出

8.応募方法

(1) 次の書類を提出してください。

- ① 令和8年度とわだ生涯現役プロジェクト事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 団体概要調書(様式第2号)
- ③ 事業計画書(様式第3号)、別紙「事業予定スケジュール」
- ④ 事業収支予算書(様式第4号)、別紙「事業に係る収入及び支出予定額」
- ⑤ 団体の規約、会則等、構成員の名簿及び、直近の年度の収支決算書
※ 構成員の名簿には氏名、住所、年齢の記載をお願いします。
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和8年5月29日(金) 必着

(3) 提出先及び提出方法

- 十和田市 健康こども福祉部 いきいき高齢介護課 高齢者総合支援室
(十和田市役所本館1階8番窓口になります)
- 上記提出先に持参してください。

9.事業の取り組み支援について

事業の応募・実施にあたっては、必要に応じ、いきいき高齢介護課、在宅介護支援センターが取り組みを支援します。気軽にご相談ください。

10.補助金の交付

補助金の交付が決定した後、各団体に補助金交付決定通知書及び関係書類を送ります。

11.留意事項

提出された応募書類は、返却いたしません。



社会の高齢化が進んでいます。高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く生活し続けるためには、医療、介護、予防、生活支援サービスが地域内で一体的に提供される体制づくりが必要です。申請書類の作成方法など、お気軽にご相談ください。

ゴミ出しや除雪など、困っているお年寄りのお手伝いができないかな！

安心して暮らしていける地域にしたい！

早く始めた方がいいようだね。やってみたい人が5人集まれば、なんとか

いいわ



申し込み・問い合わせ

十和田市 いきいき高齢介護課 高齢者総合支援室
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
☎0176-51-6720 FAX0176-22-7699